

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成17年3月23日(水)
農林水産省4階 第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 14:00～15:45

3 出席者

委員 木平会長 青山委員 浅野委員 有馬委員 飯塚委員

魚津委員 太田委員 岡田委員 海瀬委員 加倉井委員

鈴木委員 早坂委員 古河委員 山根委員 芳村委員

幹事 関係府省

林野庁

4 議 事

(1) 平成16年度森林及び林業の動向に関する年次報告(案)について(説明事項)

(2) 平成17年度において講じようとする森林及び林業施策(案)について

(諮問・答申)

(3) その他(説明事項)

森林組合法の一部を改正する法律案(概要)について

京都議定書目標達成計画について

午後 2時00分 開会

原口林政課長 大変お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。

本日は委員21名中、現在12名の方が出席されており、当審議会の定足数である過半数に達してございます。なお、加倉井委員、芳村委員、岡島委員はまだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

木平会長 本日は委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、お忙しいところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、大口農林水産大臣政務官が後ほどお見えになる予定になっております。

それでは、議事に入る前に林野庁次長からごあいさつをお願いいたします。

黒木林野庁次長 林野庁次長の黒木でございます。前田長官は、急な用務が入りまして、出席できなくなりましたので、かわりまして私の方から一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本日は、森林・林業基本法第10条に基づき、平成17年度において講じようとする森林及び林業施策についてお諮りし、皆様にご審議をいただくとともに、平成16年度森林・林業の動向に関する年次報告、これは森林及び林業の動向と森林・林業に関して講じた施策、この二本立てになっておりますが、この年次報告につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

今回の年次報告では、人工林資源が成熟しつつある中で、森林の持つ多面的機能への期待にこたえていくためには、林業・山村が活力を維持し、国民の支援を受けつつ森林の整備・保全が続けられていくということが必要であるということ提起するなど、林業、山村、森林、木材、国有林の各分野における今後の施策の展開方向について、広く国民の理解が深まるよう努めたところでございます。

また、地球温暖化防止対策につきましては、本年2月16日に京都議定書が発効しまして、改正地球温暖化対策推進法が同日施行されたところでございます。この法律に基づきまして、現在、政府内におきまして京都議定書の約束達成に向けた具体的な対策、施策を取りまとめた京都議定書目標達成計画、これが策定中でございます。この中で、森林吸収源対策については、昨年11月末に答申をいただきました地球温暖化対策における森林吸収源対策や、ご議論いただ

きました地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の展開方向、これを踏まえまして、森林によるCO₂の吸収目標3.9%の確保に向けた取り組みを計画の中に位置づけるよう作業を進めているところでございます。

この点につきましては、本日後ほどご説明を申し上げたいと思います。

このほかの、現在開会中の通常国会におきまして、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、地球温暖化防止、森林吸収源対策の着実な実施に向けまして適正な森林の整備及び保全を推進するため、我が国の森林整備の中心的な役割を担っております森林組合について、森林施業の促進等の機能の強化を図るとともに、組織基盤の強化や適正な事業運営の確保を図るため、森林組合法の一部を改正する法律案を提出しておりますので、これも後ほどご説明を申し上げたいと存じます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

木平会長 次長、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

議事次第3の(1)平成16年度森林及び林業の動向に関する年次報告(案)についてですが、これについては、施策部会において論議してまいりました。検討経過の概要について施策部会長である私の方から報告をさせていただきます。

施策部会は、昨年の6月と10月、それからことしに入って2月と3月、計4回開催いたしました。

第1回の施策部会、昨年の6月25日ですが、ここでは第1部の森林及び林業の動向の作成に当たって何を取り上げるべきか、こういった審議を行いました。そこでは、多くの意見が出されましたが、代表的なものとして、林業経営が成り立っているからこそ豊かな森林があるんだと、その点を強調したらどうかと。あるいは木材利用を支える林業、林産業の話。あるいは、木材利用の推進には国内林業の活性化がどうあるかというようなこと。それから、最後に治山とか砂防、森林の果たしている役割について、この機会にもっと主張すべきではないかということで、林業という立場の問題を扱うという意見が多く出されました。

第2回の施策部会、これは昨年の10月26日ですが、第1回の意見を踏まえて事務局から今回は林業・山村に焦点を当てた特集テーマとするという案が提示されました。そして、その構成あるいは各章の主な記述事項が示されたわけです。これを審議いたしまして、委員の方から、

山村の問題は山村住民だけが担うものではなくて、国民全体が広く担っていくべき問題だと。こういうことで、これからの森林・山村の将来の姿をもっと掘り下げるべきだと、こういうご意見。

それから、2番目にはことしはというか、昨年度は災害が大変目立ったということで、そういった面から森林あるいは山村が貢献している社会的な役割、あるいはその未来への方向、こういうものについて記述したらどうかと。

それから、山村には人口の約4%ぐらいしかいないんですけれども、それがそういった災害その他の期待にこたえるためには、山村自体が活性化しなければならない、そういう理由をわかる形で述べるようにと。

それから、やはり公益的機能について、森林が持っているあるいは山村が担っている役割というものが十分に理解されていないということで、特にこの温暖化の問題も含めて記述の必要がある、こういったご意見が出されました。一言で言うと、林業・山村というものを中心に議論が集約されたわけです。

第3回はことしの2月1日、それから最終的に4回目は3月9日、ここでは事務局が作成されました森林及び林業の動向(案)の文案について審議をいたしました。そして、第4回ではその第3回での意見を踏まえて修正された案が出てまいりまして、きょうご審議いただく案ができたわけです。

これまでの会合において、特に特集テーマに関する意見のほか、第 章を含めましてやはり特集章ではより国民、読者の関心を引くという意味で、冒頭にはことし多発した台風、集中豪雨、こういったことと、森林の機能とのかかわりを記載すると。それから、林業や山村の現状あるいは課題というものを、事例を多く用いてできるだけ前向きな表現で記述したいと。それから、人工林資源が利用期に達しているということ、こういった事実をきちっと説明するべきだと。

それから、最後には内容というよりも文章の表現において、専門的でわかりづらい表現が見られるため、読みやすい白書づくりに心がけるということで、本年は文書についての専門家にお手伝いをいただくと、こういうことをやっております。

このように4回の施策部会を通じて多数の意見が出され、議論が行われてきたわけです。なお、白書の第2部である森林及び林業に関して講じた施策について、これについては特段の意見はございませんでした。

それでは、その内容につきましては事務局の方からご説明をお願いいたします。

岡田企画課長 企画課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料の1と2が本体でございます。動向編と講じたでございますが、コンパクトにまとめたものといたしまして、資料3で要旨というものををご用意いたしておりますので、この資料の3に即しましてご説明させていただきます。

まず、資料の3、ページめくっていただきまして目次がございますが、それをさらにめくっていただきまして、2ページからございます。基本認識とございますけれども、今回の白書において次世代へと森林を活かし続けるために、そして林業・山村について特集として基本的な認識、さらに各章のポイントを記述しておるわけでございます。

特に2ページの中では、我が国の森林のこれまでの状況、特に資源をふやすために人工林を全国で盛んに造林が行われるという経緯から、それをもとに今の森林蓄積の増加が主に人工林の成長によるものであるということを記述しておるわけでございます。

その上で3ページのところでございますけれども、真ん中から少し上のところになりますが、我が国の森林は「伐らないで守る時代」、「植えて回復する時代」を経て「成長した森林を活かす時代」に入っているということを述べた上で、「森林を活かす」とは、木材を生産しつつ、公益機能も十分発揮させていくこと。我が国の人工林は、利用可能な林齢の面積が増加してきており、むしろ木材として利用されないことが間伐の遅れの原因、森林整備への再投資を滞らせ公益機能の発揮にも悪影響を及ぼしている。

それからまた、森林の整備や保全、木材生産の実際の作業に当たるのは、山村に住む林業に携わる人たちにほかならないと。そして、特に人工林の持つ多面的な機能を発揮させていくためには、木材が適切に利用されることにより、伐採等のサイクルが円滑に循環し、これによって林業の持続的かつ健全な発展が図られるとともに、林業に携わる人たちの生活基盤である山村が魅力である必要があるということを記述しております。

また、林業、山村の方の努力、これを国民全体で支援していくことが必要である、こういったことも記述をした上で、第 4 章の特集章に結びつけるという構成をとっているものでございます。

5 ページからはトピックスでございます。平成16年度の特徴的な動き、国民の関心を集めた出来事を紹介するものでございまして、平成14年度の白書からこういうトピックスを設けておるわけでございます。

6 点ございまして、6 ページのところは、まず1が「山地災害等の多発と森林の整備・保全」というところでございます。平成16年は、相次ぐ台風や地震により、山地災害の被害額は、

過去10年で最大の2,500億円に上ったと。災害に強い森林づくりの一層の推進が必要であるということを記述をしておるわけでございます。

それから、7ページの2のところは「京都議定書の発効と森林吸収源対策の推進」でございまして、ことしの2月16日に京都議定書が発効いたしました。我が国の削減目標の6%を達成するためには、地球温暖化対策として重要な森林吸収源対策を着実に進めていくことが課題であるということを記述をして、写真をつけてございますけれども、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の柱というのもそこに記載しております。

それから、8ページのところが「緑の募金」をはじめとした国民参加の森づくりの推進」ということでございます。平成17年5月にはいわゆる緑の募金法が制定10周年を迎えるということでございます。募集実施期間の拡大などの取り組みが行われているということをご紹介しております。

それから、9ページの「愛知万博、パビリオンでの木材利用」でございまして、3月に開幕する愛知万博で長久手の日本館や瀬戸の愛知県館など、会場の随所で木材を使用しているといったことを記述いたしております。

ページめくっていただきまして10ページのところが「日本の森を育てる木づかい円卓会議の提言」というところでございます。この円卓会議が設立され、ここにありましており木づかいのススメと題する提言書が取りまとめられるということで、これをご紹介をいたしております。

それから、11ページのところが国有林でございまして、「国有林野を活用した民間活動への新たな支援」ということで、国有林野では「森林環境保全ふれあいセンター」を全国10カ所に新設いたしまして、自然再生に取り組むNPO等の支援活動の強化のために多様な活動を展開しているところをご紹介しております。

ページめくっていただきまして14ページからでございます。これが本体部分でいきますと第1章の特集章に当たるわけでございます。「次世代へと森林を活かし続けるために」ということでございまして、今回の白書ではこのテーマのもと林業・山村を特集にしておるわけでございます。

14ページ、15ページのところでございますけれども、我が国の森林に求められているものとして、まず山地災害の多発の中で、災害に強い森林づくりの一層の推進が必要の旨を記述をいたしております。

それからまた、我が国の森林蓄積は人工林を中心に増加を続けております。右側の棒グラフを見ていただきますと、人工林の蓄積が大きく伸びてきておるということでございまして、少

なくともこの半世紀で我が国の森林資源が量的に最も充実した状況であることを示した上で、人工林が木材資源として利用段階に入りつつある一方で、手入れが十分でない状況が進めば、公益的機能の発揮にも支障を来すおそれがあることをご説明をいたしております。

ページをめくっていただきまして、16ページ、17ページでございますが、人工林につきまして木材資源としての利用の可能性が高まっていることを踏まえ、その整備・保全をいかに進めるかが公益機能発揮への最大の課題だということを記述をいたしております。

2の森林の整備・保全の鍵を握る林業・山村のところでございますけれども、この中では森林面積の6割が私有林でございますので、森林所有者の施業意欲を向上させるということ。そのためには林業の採算性の向上が不可欠であることを記述しております。その上で、国産材価格は低迷し、林業経営体の収入減少、山村の魅力の低下、事業の減少、国産材の供給量の減少といった事態が悪循環をなしている状況というのを17ページで示しているわけでございますが、一つ一つの課題を並行的に克服する地道な努力が必要な旨、ここで記述をいたしております。

それから、18ページから19ページのところでございますけれども、3番、林業・山村が活力を維持するための課題と取組でございまして、課題といたしましては、持続可能な林業生産活動の推進、地域材利用の推進、それから林業就業者の確保・育成、山村の魅力を活かした活性化ということを提示いたしまして、それぞれの課題と取組方法について、各地の事例を入れながら記述をいたしております。

持続的な林業生産活動の推進というところでは、特に森林所有者の経営意欲の喚起と施業の集約化、その施業意欲を引き出す取組が有効な旨を記述をしております。

地域材利用の推進のところにつきましては、目標といいますか、ターゲットを明確にして、供給体制整備の方向を定めることの必要性ということを記述をいたしております。

ページをめくっていただきまして、20ページから林業の就業者の確保・育成、山村の活性化でございますけれども、この林業就業者につきましては、緑の雇用等の効果から、平成15年度は4,000人を超えるまでに増加をしておりますが、今後は若年層の就業者の確保とその定着が課題であるということを記述をいたしております。

山村の魅力を活かした活性化というところにつきましては、森林資源等を活かしたいいわゆる森業・山業の創出等、地域に合った振興策に取り組むことが重要であるということを記述いたしております。

最後のまとめとして4番でございますけれども、今、我々が恩恵を受けている森林の姿は、これまで林業・山村を支える人たちが行ってきた取り組みの成果であり、これらの人が国民の

支援を受けつつ、森林の整備・保全を続けていけることが必要な旨、記述をいたしております。その上で、森林からの恩恵を次世代に引き継いでいくことが、林業・山村、そして国民全体の使命であるというふうに締めております。

続きまして、22ページ以下が第2章でございます。2章は森林の整備・保全、3章では林産物需要と木材産業、4章では国有林野事業という4章構成をとっているわけでございます。

22ページ以下、森林の整備・保全でございますけれども、この中では地球温暖化防止に向けた我が国の森林吸収源対策の重要性とその課題を記述をします。それとともに山地災害が多発したことを踏まえまして、多面的機能の発揮に向けた森林の整備・保全の取組を記述しております。そのほか、国民参加の森林づくりや持続可能な森林経営に向けた我が国の国際貢献について記述をいたしております。

25ページの図のところでは、無花粉スギの開発のこと、それから図の5では違法伐採対策の取り組み状況といったことを示しております。

それから、26ページのところでは林産物需要と木材産業についてございまして、我が国の木材需給の動向を分析した上で、安定供給体制の整備の課題、取組について記述をいたしております。例えば、27ページのところにつきましては、国産材を利用した異樹種集成材、新たな生産流通体制の1つの試みとして進んでいるということを事例として示しております。

それから、28ページからのところでは、木材の利用拡大というところで、木材利用の意義をできるだけわかりやすく訴えるとともに、身近な製品への間伐材等の木材利用、それから木質バイオマスの利用の推進といったことの取組について記述をいたしております。29ページの表の - 3では、木くず焚きボイラーを利用した二酸化炭素削減といったことも事例として取り上げております。

30ページからは、「国民の森林」を目指した国有林野における取り組みでございまして、すぐれた自然環境を持つ森林の維持・保存、森林環境教育や国民参加の森林づくり等の国有林野における取組を記述をいたしております。

また、平成15年度までの集中改革期間における取組の成果を整理して記述をいたしております。

33ページのところでは、図として木の文化を支える森づくりといったことにつきましても触れさせていただいております。

以上が動向編で、それから講じた施策につきましては、これは本体部分でございますが、詳しい説明につきましては省かせていただきますけれども、16年度に行った施策について記述を

させていただきます。

以上でございます。

木平会長 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明のあった動向に関する年次報告、これについての皆様のご質問等をお受けしたいと思います。

はい、どうぞ。

鈴木委員 お話を伺ってまして大変勇気づけられる面が多々あるんじゃないかというふうに思います。林業をこれから積極的に活用しながら山の整理が本当に進んでいくというのは大変結構なことだというふうに思います。私ども山を持っている身としても、そうあるといいなと、こう思って、社内でもいろいろ検討することがあるんですけども、問題はやはりここでも指摘されておりますように、経営として成り立つかどうか、採算が成り立つ産業にできるかどうかというところが一番のポイントだなというふうに思っています。ですから、周辺をいろいろサポートしてやっても、肝心のところで成り立たないといけない。それをどうするんだというところが結局最大のポイントなんだろうと思います。ですから、こういうところに問題があるんだということはそうだとすると、具体的に成り立たせる何かいい方法をどうかつくり上げるという努力が何か要るのではないのかなというような気がしますが、そこらあたり何かお考えがあれば伺いたいし、なければ何かおつくりいただいたらいいんじゃないかと、こんな気がします。

木平会長 この問題、ずっと林業が低迷し始めたころから基本的な課題だと思います。かつて林家が自分の財産として木材生産をやって、それが成り立った時代はそれなりに完結した林業という枠があったと思うんですけども、それが実は成り立たなくなったと。そうすると、だれがそれを管理していくかという管理の義務と、それから利益を受ける人と、そういう関係についてのきちとした施策が必要だということで、今おっしゃるとおりのことだと思います。それについて、行政の方としてはやっているんですけども、実はまだ決して実の上だったものがなかなか見当たらないというところだと思います。

もし企画課長の方から。

岡田企画課長 今回の白書の中でも、林業自体で具体的に既存の自分たちの保有している森林を活用しながらうまく回している事例もご紹介させていただいておりますが、ただ、やはり先ほど悪循環を断ち切りながらいい循環に回していくということをご説明させていただきましたけれども、やはり林業の山側も努力しなくてはいいませんが、それとももにやはり出口の部

分での木材、国産材が使われていくという形をどうつくっていくかということも大変重要だろうと思っています。やはりそれぞれの結びつく課題はいつもつながっておりますので、それぞれの課題、同時並行といいますか、やはり国産材も川下の部分もしっかりやらなくてはなりませんし、川下の部分の国産材の需要にも合うような形での林業側の努力、ロットをまとめて安定的に供給するといったことも同時並行的に進めていかなくてはいかんだろうというところがございますので、そのこのところも今回の白書でも1つ大きな点であるということで強調させていただきました。こういう点は、基本的にやはりこれからも 後ほどまた講じようとする施策でご紹介させていただきますけれども、こういう施策を進めながら、課題を一つ一つ解決するというところであるというふうに考えております。

木平会長 ありがとうございます。

鈴木委員、ご不満というか、全く十分ではないと思いますけれども。

では、古河委員。

古河委員 林業の経営の問題については、実は昨年この席で、ちょうどこの白書のときに民間林業の実情ということでお話をさせていただきました。そしてその後、我々の会の方では、地球環境時代の新しい林政のあり方ということで、日本林業を再生しなければ森林は守れないし、山村の活性化もできないし、そして3.9%を確保するについても、どうしても林業を再生させなきゃ難しいんじゃないかということで、一応再生案は出します。それで、いろいろ今討議をしていただいているんですが、自民党の先生方にもいろいろ今討議をしていただいておりますけれども、私どもは、経済的な価値と公益的な価値、これをどうやって価値化するかという、経済的な価値だけではとても無理でしょうから、公益的な価値をどう内部化するというか、価値化するかということと、それと内部的な問題についても言及しています。もう少しやはり生産性を上げる必要もあるのではないかと申し上げますけれども、いずれにしても、この国産材の需要拡大とか、そういういろいろな方策がありますけれども、最終的にはそういった価値化をどうやって持っていくかということに尽きるんじゃないかなと私は考えて、そういう方向で今検討をしているところでございます。

だから、具体的にはこのCO₂の排出権取引ができない状態とか、そういうものを含めてどう価値化するかというのは非常に難しいと、こういうふうに思います。

木平会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

鈴木委員 大変厄介な問題だから簡単には答えが出させないということだろうと思います。

かなりの努力を国民全体がこの問題に取り組む必要がある、何らかのバックアップが要るということになると思うんです。

一つ、ちょっと私、心配なことを申し上げておきたいんですけども、やはり山林を守る、炭酸ガスを吸収する、6%達成しなきゃ、だから3.9%。だから、炭酸ガスを出す人が税を払う環境税だ、その一部をつかって成り立たせるというふうに、余り短絡をされると、私は経団連の方でもいろいろ発言しているんですが、そうすると、やはりかなりこれまた難しい問題があると。やはりこの山林の果たす機能というのは、もちろん炭酸ガスの吸収もあれば、本当にいろいろな機能があるわけですから、そういうのを国民がひとしく享受しているわけですから、それをごく一部の炭酸ガスを出す人の税金でやるというのは、かなり難しくなっている。

というのは、これはエネルギーを使う人というわけですけども、ですからガソリン税、軽油税なんて非常に大きなものをもってそれで道路をつくってくれとか、もう既に5兆円もそういう税金をかけていて、それでまた新しいことを、またこれも不足なんだというように片づけるのは無理なんじゃないかと。もっと広く国民に共感を呼ぶような運動をして、そこから何らかの応援が得られるという形の方が健全なやり方になるのではないのかなと、こんなことをちょっと思います。余り短絡していただきたくないということを申し上げておきます。

木平会長 ありがとうございます。

実は、今日午前中、青山委員と私とで宇沢弘文先生のところへ伺いまして、森林というものの価値についてという講義を受けたわけなんです。そこでは、経済的に成り立っているときはそれなりにいいんだけど、今のような時代、あるいは昔から森林というものの価値について、経済的だけではなくて、そこは村なり、地域の生活の場であり、あるいは非常に神聖なものであると。人類が豊かに生活していく上にはなくてはならないものであると。それは古代から今までも変わりなくて、そういった考え方を多くの人を持つということ、これが基本じゃないかと、こういうような大変勇気づけられるようなお話を伺いました。

ただ、宇沢先生は、こういう個々の問題についてはそれはまた別だということで、お話は具体的なことは伺うことはできなかつたんですけども、そういう状況です。

それから、鈴木委員の税金の問題については、議題の5番の中で京都議定書の達成計画という項目がありまして、そこで現在の政府の中での状況についてご報告いただきたいと思っております。

青山委員、今朝のお話、1点何かサポートいただければ。

青山委員 私も、大変経済学者の先生がそういった森林だとか自然を社会的な資源だとして

みんなで支えるべきだというご発言を伺って、何か勇気づけられたような気持ちがい었습니다けれども、多分その後は具体的にはこちらの専門家の先生たちがいい方策を出してその森林を支えていく仕組みをつくり上げていただければいいのではないかなというふうに思いました。いい経験をさせていただきました。

木平会長 はい、どうぞ。

岡島林政部長 今、各委員から貴重なご意見をいただいて、木平会長、あるいは青山委員、あるいは古河委員からおっしゃられた外部経済を内部化するという、まさに経済学的にそういうことということで、その手法としてどういうものがあるかということは、これはまだ確立されていませんので、その部分については、これからまだまだ我々としても勉強しなければいけないんじゃないかなというふうに思っておりますし、あと鈴木委員がおっしゃられたのは、まさにそういうことだろうと思いますし、山の持つ価値というのは二酸化炭素吸収に限るわけではないということで、広く国民に、まさに多面的機能ということで我々も訴えていかなければいけないということは一面の真理だと思います。

一方で、会長に整理していただいたように、後ほど京都議定書達成との関係で、では吸収源をどう位置づけるかということについては、これはまさに京都議定書をどういうふうに達成するかという枠組みの中では、いわゆる森林吸収源というのは非常に重要な役割を一方で担っている。その部分についても我々は強調していく必要があると、そういうふうに考えてございます。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

岡田委員 大変山村とか林業、正面切って論じたというのは久しぶりだなと思って好ましく思っているんですが、この資料の3の17ページ、わかりやすい図を描いていただいておりますが、この四角一つ一つが林業・山村をめぐる課題だと、こういうふうにまず整理をしているんですね。そうすると、その課題に対する対応ないしは施策レベルというのは後ほどこれで書き込んであると。これが多分そうなんですよ。

ただ、先ほど、冒頭会長さんおっしゃるように、山村はただ単に山村だけの人々が支えたり、生活をしたり、あるいはさまざまな持っているポテンシャルを機能しているわけではなくて、国民全体なんだという話がありますように、山村・林業の問題の解決に向けて大事な点は、この中でぐるぐる回っているこのサイクルではなくて、むしろこの一番上の問題と下の問題、このつながりで山村を対象とする役所というか省庁が何を訴えかけていくのか、何かをどう

変えようとしているのか、このあたりを国民に上手にメッセージを出すことが大事なのではないかというふうに思っています。

そういう意味で、都市部との生活環境の格差は本当に拡大しているのかどうか、これを何をもってこういうふうに課題だというふうに充てたのか、本当に拡大しているかどうか、いつからいつをきちっと分析をしたのか。あるいは山村の魅力はその中で低下をしたのかどうかですね。

一方では、この四角というかがぎで再評価みたいな項目も起こしていますね。これとの関連で、このサイクルで本当に整理し切っているかどうか。もう一つは、この国産材価格の低迷ですよ。これはいわば外から与えられた格好で、これにつないでいく矢印というのはいないんですけれども、これについては、やはり今議論が経営体に即してあったように、私はまさにこのあたりのところが書き込めたかどうかというところが重要だなと思ってまして、もし書き込んであるんだったら、これはこの辺を読んでほしいと、あるいは実はここなんだというあたりをずばっと言っていただくとありがたいと思います。

木平会長 ありがとうございます。

このサークルの中では問題は解決しないというご指摘で、ご意見ありがとうございました。

それでは、この動向編についてはほかにご意見があれば。

はい、どうぞ。

有馬委員 今の岡田委員と基本的には同じことかと思えますけれども、私も国際競争の中で木材利用というのを一応考えているということをお考えすると、やはり国産材の材価の低迷ということ、何となくここで一言でいいのかという感じはまず受けます。いわゆる林業だけではなくて、国際的な、要するに林業だけではどうにもならない世界というのがありますね。例えばガソリンの問題にしましても、それから道路交通の問題にしましても。だとすると、そういう一つ一つをやはり林業だけでない問題と林業の独自の問題と、やはり少しずつきちっと分けてこない、これはなかなか議論が進まないだろうと。それで、結局それが何かというと、最終的には仕組みの問題でありますし、政策の問題につながってくるだろうと思いますので、そのあたりを一つ一つ、運賃一つにしても、何で伐採から運賃が違うのだということをやはりちゃんと比較すると。そういうことを一個一個詰めていくしかないのではないかなというように感じがいたしますし、あるいは今の建築全体を持つ仕組みが悪いというか、これを生んでいるのかもしれないわけですから、いずれにしましても、そういった視点からの整理というのをやはりしないと、どうも一言で、これは何か林業がみんな努力してないみたいにも見えるとい

うような感じも受けます。そういう点では、林業ができる努力の世界と、そうでなくて、やはり政策的にやらなくちゃいけない世界と、やはりなるべく明快になるような仕組みで整理をしていただければというような感じを受けております。

木平会長 どうもありがとうございました。

太田委員 簡単に。

結局、先ほどの鈴木委員の話とかそういうところに回ってくるわけですがけれども、今言われたように、現実には、今、有馬委員が言われたように分けておくということが必要だろうと思います。その上で、さらに詰めていくとすると、これは将来の問題ですがけれども、例えば農業でのデカプリングの問題は森林にもある。それは、自由貿易主義とかWTOとか世界のそういう問題もある。

しかし、さらにその上にいきますと、都市との生産力の違いがある。都市の生産力は工業生産ですが、光合成生産である生産の効率化と、それから通常の工業製品の生産の効率化というようなどころまでくる。そしてまた、今度は使っているエネルギーを化石燃料を使うということと、それから太陽エネルギーを少しずつ大きくしていくと、それで大きくしていくというその、化石燃料は掘り出すだけで使えるわけですから、そういうもっともっと大きな社会全体の仕組み、あるいは地球史にかかわるような仕組みまで実はいかないと取り戻せないのかなというふうに、漠然とですが私は思っております。それを少しずつわかるところから詰めていくことですがけれども、もうそろそろそのあたりの整理もしないといけない時代になってきているのかなというふうに思います。

この前の森づくりシンポジウムで最後にちょっと3分ぐらい、その重い問題をたった3分しかしゃべっておりませんが、ちょっとそのヒントみたいな話を私なりにしてみたんですが、その後でおもしろい言い方だという、そういう批評もいただいておりますが、実はそういう問題もあるんじゃないかなというふうに思っております。最後のところはちょっと割愛しておいていただければありがたいと思います。

木平会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

加倉井委員 すみません、遅れて来まして。

一連のお話の中で、外部経済と林業経営をどうつないでいくかというところは、まさに国がやるというか林野庁がやるべきところだろうと思うんですが、それで具体的な話として1つご質問したいんですが、林業に対する助成金がずっと植林に対する、つまり苗を植えることに対

する助成だとか、間伐に対する助成だとか、個々のものでずっとやってきたんですね。

ところが、農業の世界では、今デカプリングという話もちょっと出ましたが、ちょっと直接支払というのが出てきておりまして、これは世界の貿易ルールと整合性があるとか、いろいろな細かいことは抜きにして、具体的に言うと、林業経営者に聞いてみても、個別補助金というのは非常に使いにくいんだと、まとめてくれて、あと使い道はおれに任せてくれよという方がよほどやりやすいんだという話を何度も聞いているんですね。

農業で例の中山間地直接支払ができたときも、まさにこれこそ林業でやるべき話じゃないかと私は思っていたんですが、そのときは、個別の補助金があるからダブるからいけないんだと、だからやらないんだという話で済んだんですが、今、林業経営にも役立つし、同時に環境に対する寄与というのを国民に払わせると言ったって、幾ら理屈で言っても、大事ですね、はいさようならということでだれもお金を出さないということになってしまうわけですよ。ですから、直接支払だと非常にわかりやすく、国民が環境を負担し、それが同時に林業に補助しているんだというわかりやすい形になると思うんですが、どうも林業の場合は、昔から個別補助金、個別補助金でやってきたんですが、この辺でちょっと伺いたいのは、助成金のあり方の抜本的な改革みたいなのをやらないんだろうかと。農業の場合は、実は中山間地直接支払だけでなく、畑作物全体を直接支払でやるというような方向へもう舵を切っておりまして、これは間もなく実現いたします。

そういう時代に、果たして今のままでやっていて、今いろいろ皆さんからご意見あったように、外部経済と林業経営をつなげるのかいなと。どうやるんだと、それはやらないのかということになると、やはり何か必要な気がするんです。それでちょっとご意見伺いたいんですが。

木平会長 それでは、林野庁の方から要点だけお願いいたします。

岡島林政部長 デカプリングについては、これはもう加倉井委員の方が詳しいと思うのであれなんですけれども、我々としても、当然農業の動きも注視しながらやっていかなければいけないと思っております。ただ、置かれた状況として、農業の場合はまさに価格支持という大きな財源をどういうふうにするか、さらに世界的にいくと、貿易歪曲的なものから市場中立的なものに変えていこうと、大きな流れで直接支払というのが出ております。

そういった観点で、今しからは林業の置かれている状況、特に私どもも非常に頭が痛いのは、林業経営ということで、日本の100万林家のうち林業経営として、それで主業としてやられている方がどれぐらいいるか、そういうことも含めながら検討していく必要があるかなと思っております。

それから、直接支払については、中山間直接支払、その2年おくれで活動支援交付金という形で、一応一定の要件はございますけれども、ヘクタール1万円の直接支払というのも発足しております、これが3年目になっておりますから、これも我々点検しながら、その直接活動支援交付金が本当に活かされているかどうか、そういったことも十分検証していく必要があるかなというふうに思っております。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、この動向編についての議事はここで終了させていただきまして、次に平成17年度において講じようとする森林及び林業施策（案）につきまして、農林水産大臣の諮問をいただきたいと思います。

それでは、諮問を次長から代読していただきます。

16 林政企第61号

平成17年3月23日

林 政 審 議 会

会長 木 平 勇 吉 殿

農林水産大臣 島 村 宜 伸

「平成17年度において講じようとする森林及び林業政策」（案）について（諮問）

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第3項の規定に基づき、別添「平成17年度において講じようとする森林及び林業施策」（案）について、貴審議会の意見を求める。

（諮問書手交）

木平会長 今、諮問をいただきました平成17年度において講じようとする森林及び林業施策につきましては、これについても施策部会で検討、論議をまいりました。その概要について、私の方からご報告させていただきます。

講じようとする森林及び林業施策とは、今諮問がありましたように森林・林業基本法の規定に基づいて政府が毎年行う毎年の森林・林業の動向というものを考慮して、それに対して予定されている予算措置あるいは立法措置等を取りまとめたものでございます。

施策部会では、第1回の会合、第2回の会合でその施策の方向について、また第3回ではその基本的な考えについて、第4回では文案そのものが審議されました。それぞれ審議いたしましたが、特段の意見はございません。ご報告いたします。

続きまして、その施策の案の内容につきましては、事務局の方から説明をお願いいたします。

岡田企画課長 先ほどごらんいただきました資料ナンバー3の後ろから2枚目のところでございますけれども、平成17年度において講じようとする森林及び林業施策（要旨）としたものでございます。これに沿って説明させていただきます。本体の資料は資料の2でございますけれども、これら資料で説明させていただきます。

平成17年度に講じようとする森林及び林業施策につきましては、この36ページのところでございますとおり、位置付けといたしましては、「森林・林業の動向」を考慮して取りまとめて国会に提出するというものでございます。具体的には、平成17年度の予算案及び今国会提出の法案を「森林・林業基本計画」の構成に沿って記述をするということでございます。作成に当たりまして林政審議会のご意見を聞くということにしているわけでございます。

総論の部分でございますが、森林・林業基本計画に沿って「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」、これは農林水産省が作成したものでございますけれども、その第2ステップにおける政策をはじめとする森林・林業政策を、山村振興等の関連施策と連携を図りつつ、所要の措置を総合的に構築することが必要であるというのが総論でございます。具体的な施策につきましては、ここにありまして、以下でございますが、項目といたしまして、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全、間伐の推進、あるいは治山施設の整備や保安林の適切な管理・保全、あるいは森林被害に対する防除、さらには森林ボランティア活動の支援といったことにつきましての対策を進めていくことでございます。

それから、37ページの2でございますけれども、都市と山村の共生・対流の推進等による山村の振興というところでございまして、地域の森林資源を活かした新たなビジネス創出のための条件整備等といったところ、それから森林環境教育や里山林等を活用した森林の多様な利用、こういったことを施策として推進をします。

3番目といたしましては、林業の持続的かつ健全な発展の確保ということでございます。競争力ある木材産地形成のための施設整備等といったこと、あるいは緑の雇用対策の推進といったことを記述しております。

それから、4番目が林産物の供給及び利用の確保でございます。木材産業への原木の安定供給、あるいは流通・加工の合理化、あるいは木材利用につきましての普及啓発ということ

進めるということを書いてございます。

5番目といたしましては、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及でございます。6番目といたしましては、国有林野の管理経営、7番目といたしまして森林・林業分野における国際的取組の推進、こういった項目に沿いまして、具体的な施策の記述をしておるわけでございます。

なお、先ほど白書の動向編の際に言い忘れましたが、お手元にこういうカラーコピーがございしますが、これは今回よりわかりやすくするという意味で、でき上がり姿としては、こういうビジュアルなものにしてわかりやすくしていこうということで、参考としてこういう形にしたいということで、ご参考までに配付させていただいているものでございます。

以上でございます。

木平会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました17年度において講じようとする森林及び林業施策の案について、委員のご意見をいただきます。

はい、どうぞ。

海瀬委員 この中に林業経営規模の拡大等ということで、本文の方の案の方に27ページに掲載されておりますけれども、従来から主張しておりますことでもありますし、こういう方向性というのが非常に大事なことだろうと、そう思うんですけれども、逆にきのうもちょっと別の会合で話題があったんですけれども、規模拡大をするのはいいけれども、大手さんの場合は、例えば活動支援交付金がカットされるとか、逆に支援が薄くなってしまうという政策上の課題があるんじゃないかというふうな話題がありました。まさしくそのとおりだと思いますし、これからやはり日本の林業を担っていただくためには、やはり大手が積極的に参画をしてもらうということが必要であろうと。今までの政策展開の中で、大規模化を推進しようという動きがある一方、そういうところが十分手当がされていなくてというところは非常に我々にとっても、言っていざしやることとやっていることがやはりずれがあるんじゃないかなと、そういう思いを強くしております。

それからもう一つ、これはやむを得ないことだろうと思うんですけれども、こういう林家ですとか、公が表に出てやっていくんだと、これはしょうがないからやるんだということであれば、私も納得できるんですけれども、この前にやはり民間林業をどうやって活性化させていくのかということに力を入れていきませんか、最後は第2の国有林をつくるということにもなりかねないということで、非常に危惧をしております。

あともう1点ですけれども、これはこの編集問題ですからよろしいわけですから、同じような言葉が、同じ施策が各所に出てくるんですね。例えば、林地残材の問題が3カ所にたしか出ていていると思うんです。それで、中身を読みますと全部同じなんです。何でこういうふうなことになるのかなと。もう少しこういう施策を打つと、それはどういう目的のためにやって、効果は何を期待するんだというところをもう少し明確にさせていただきませんか、このためにこういうことを考えるよというだけで終わってしまうのではないかなというふうな思いを強く持っております。そこは今さら結構でございますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、今ご指摘の2点についてお答えがあればお願いします。

岡田企画課長 支援交付金についてのご指摘、これは事実関係でございます。支援交付金自体は森林施業の前提となる行為がなかなか進まないということで、1ヘクタール1万円を交付するという仕組みになってございますものですから、その場合、大企業の場合はみずからできるでしょうという、基本的にはそういう前提、考え方が、やはり中小企業に限定をしてなかなかできない方にお金を出すという考え方で通しているものですから、実態としてはそういう仕組みをとらせていただいているということでございますので、ちょっとその辺、考え方の整理をさせていただいたということでちょっとご理解をいただければというふうに思ひます。

あと林地残材、同じ対象について記述が重なっているのではないかとということにつきましては、今後またもう1回、来年度に向けての整理をさせていただきたいと思ひます。

木平会長 第2点目の公有化というのは最後の手段じゃないかという、こういうご指摘ですが。

梶谷森林整備部長 ここに記述しています公有林化の推進ですけれども、まさにおっしゃるとおりで、森林が放って置かれて、地域にとって非常に重要な公益機能を持っているということで、市町村等が取り組む場合にそういう手当がされるということですので、全部を全部公有林化していくという考えではありません。必要な林業経営でやはりやっていくというのが基本だというふうに考えています。

木平会長 よろしいでしょうか。

ほかご意見は、はい、どうぞ。

岡田委員 今の資料なんですけど、36ページです。総論のところ、17年度の施策における方法論としての特徴ということがここでは触れられていると思ひます。

一つは、要するに温暖化防止の吸収源対策、これが一つ柱にあって、もう一つは山村振興の施策がある。これと関連させて17年度の施策の特徴というのを整理したという、こういう置き方ですね。この点はよろしいですね。

そうすると、先ほどこの林業・山村軸でということ、林業軸、随分議論がありましたということでお話が会長さんからありました。林業はどういう扱いに17年度はなったのか、とりわけ先ほど来出ていますように生産性ですとか、ある規模だとかということになりますと、当然念頭に浮かぶのは、最も大きいのは国有林ですね、間違いなく。あとは都道府県有林がございますし、市町村有林がございますし、財産区がございますし、特徴的なのは公社というのがやっぱりあると思うんです。こういったところへの構えみたいなのは、この整理の中で一体どう整理されているのかという、そのあたりをちょっとコメントいただければありがたいんですが。

木平会長 それでは、林野庁の方から要点をお願いいたします。

岡田企画課長 本体部分になります。本体の資料でいきますと2のところでございますけれども、国有林につきましては39ページのところで具体的な施策につきまして記述をさせていただくというふうにいたしております。

それから、当然、林業・山村、今回は特集章で取り上げてございますけれども、当然、林業につきましても、担い手の確保といった問題も中心という立場で緑の雇用、こういったことも施策として大きな柱であるということで取り上げて、本体部分の、これは29ページのところになりますけれども、取り上げさせていただいております。

それから、若干触れさせていただきますと、山村の部分につきましても、山村資源の活用、動向編の方でも申し上げましたけれども、山業・森業を興していくといったことが重要であると、それにつきましての施策といったことにつきましても、この本体部分でいきますと22ページ以下のところで、地域支援の活用等による魅力ある山村づくりというところで取り上げをさせていただいております。

木平会長 はい、どうぞ。

岡田委員 せっかく今年度白書で林業・山村軸でということでお話をいただき、あるこのメッセージを送るわけですね。やっぱり林業軸が見えないと思うんですね、今のお話では。それに対するこの政策スタンスというのは一体どこなんだというところが見えてこない、それこそ課題を整理しても、解決に向けての具体的な施策部分をこういうふうにスケジュール化して打っていきこうというのは国民にも納得しづらいんじゃないでしょうかね。この辺は大変は気になっております。

木平会長 可能であれば文章表現のところでも再検討いたします。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、ご意見が出尽くしたので、このあたりで審議会としての取りまとめを行いたいと思います。

本日、農林水産大臣から諮問のあった平成17年度において講じようとする森林及び林業施策（案）につきましては、特段の修正を求める意見がございませんでしたので、「適当である」旨の答申をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木平会長 ありがとうございます。

「異議なし」ということで、そのようにさせていただきます。

なお、先ほど申しましたが、文章表現等につきましては、可能な限り修正をいたしたいと思っております。それについては会長一任ということでよろしくお願いたします。

（「異議なし」の声あり）

木平会長 それでは、答申（案）をお配りいたしますので、ご確認をお願いいたします。ご確認いただいたでしょうか。

それでは、ただいまより大口農林水産大臣政務官に答申をお渡ししたいと思います。

農林水産大臣 島村 宣伸 殿

林 政 審 議 会

会長 木 平 勇 吉

平成17年度において講じようとする森林及び林業政策（案）の答申について

平成17年3月23日付け16林政企第61号をもって諮問のあった「平成17年度において講じようとする森林及び林業施策」（案）については、下記のとおり答申いたします。

記

平成17年度において講じようとする森林及び林業施策（案）については、別紙のとおり定めることが適当である。

大口農林水産大臣政務官 平成17年度において講じようとする森林及び林業施策について、謹んでお受けいたします。

ありがとうございます。

木平会長 それでは、ここで大口農林水産大臣政務官からごあいさつをお願いいたします。

大口農林水産大臣政務官 本日は、委員の皆様方にご多用にもかかわらず林政審議会にご出席を賜り、森林・林業白書についてご熱心にご審議をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、本年2月16日、地球温暖化防止のための京都議定書が発効いたしました。この国際約束を達成するためには、森林による二酸化炭素吸収の確保が不可欠であります。このため、間伐対策の推進等による健全な森林の整備・保全、木材や木質バイオマスの利用促進等を図ってまいります。

また、昨年は台風や新潟県中越地震など自然災害が多発いたしました。森林の整備・保全を担う林業の健全な発展とそれを支える山村の活力の維持によって、災害に強い森林づくりを一層推進していく必要があります。

また、森林の整備・保全を担う方々が山村に定着することによって、将来にわたる森林づくりの展望も開けるものと考えております。

本日、答申いただきました平成17年度において講じようとする森林及び林業の施策の内容について、着実な実施を図ってまいる所存であります。委員の皆様におかれましては、今後とも森林・林業施策の推進を全般にわたり、引き続き格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

木平会長 どうもありがとうございました。

大口農林水産大臣政務官におかれましては、公務のためご退席されます。本当にありがとうございました。

大口農林水産大臣政務官 ありがとうございました。

木平会長 それでは、引き続きまして議事を進めてまいります。

議事5、その他の説明事項に移らせていただきます。

まず、第1に森林組合法の一部を改正する法律案の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

金丸経営課長 経営課長でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の森林組合法の一部を改正する法律案（概要）、2枚紙でございますが、それに基づいてご説明を申し上げます。

この森林組合法の一部を改正する法律案でございますが、3月4日に閣議決定をいたしまして、現在、通常国会に提出しているものでございます。今通常国会におきまして成立を目指すものでございます。

内容でございますが、2枚目をちょっとめくっていただきますと、趣旨と背景等が書いてございます。これに基づきましてご説明いたします。

まず、左側の上の四角、森林・林業の現状でございますが、ご案内のように木材価格の下落に伴い、林業採算性が悪化している。それから、森林所有者の施業実施に対する意欲が減退している。それから、間伐等が不十分な人工林や植林が行われていない伐採跡地が増加しているというような状況が見られることで、森林の多面的機能の発揮に支障が生じている、森林によります二酸化炭素吸収目標達成に支障が生じているおそれがある、というような現状でございます。

それから、森林組合の現状といたしまして、右側の四角でございます。この森林組合は、森林所有者の協同組織でございます。そして、組合員の所有森林の面積は、民有林面積の7割に相当するものを持っております。それから、我が国の新植・除間伐の7割は森林組合が実施しているものでございます。

このように森林組合は、地域の森林管理の中核的な担い手でございますして、森林施業の受託等積極的な事業展開が求められるということで、今回、改正をいたすものでございます。

改正内容は、下の四角の左側でございますが、森林組合の機能の強化ということでございます。これは、一番上の、組合員の森林と一体的に整備する森林の所有者、これは組合員以外のものについてでございますが、これにつきまして、森林施業計画の作成、そして森林施業から生産されます木材の販売事業の員外利用制限を緩和するというところでございます。

どういふことかと申しますと、組合員の森林と組合員でない方々の森林を一体的に整備するということを進捗するということでございまして、その効果といたしまして、右側の四角でございますように、所有者への施業喚起が進むということでございます。森林組合が所有者に施業を提案していただけたような状況を作っていくということでございます。

それから、その下でございます。施業の団地化によるロットを確保していくということでございます。また、やはり施業の団地化によりまして伐採・育林コストを削減していくということでございます。そういうコストの削減、ロットの確保によりまして、地域材を有利に販売し

ていくということを目指すものでございます。

それから、その次の改正内容の2番目の森林環境教育に関する事業を追加するというところでございます。このねらいは、右側にございます林業体験の機会を拡大していく、それから森林環境教育のフィールドを整備していく、またインストラクターを派遣していくというようなことで、森林環境教育に関する事業化を行っていく、こういうことでございます。

それから、その次、木質バイオマス、林業技術指導等について員外利用制限を緩和するというものでございます。この効果でございますが、燃料となります林地残材の木質ペレット化ということを進めるために、その木質ペレットの生産を拡大していくというものでございます。そして、林地残材を有効に活用していくというものでございます。

また、林業技術指導につきましては、インターン者に対するOJT研修が進むように、積極的な取組を行う森林組合につきましては員外利用制限を緩和して事業展開を拡大する、という契機を与えるということでございます。

それから、の組織基盤の強化でございます。これは木材製造業者、中小工務店、緑化活動を行うボランティアのような方々、そういう方々に准組合員の資格を付与するというものでございます。その効果といたしまして、右側にございます木材製造業者による組合の乾燥施設等の施設利用の推進、また中小工務店との顔の見える家づくりの取組の推進、それから緑化活動を行う者の技術・安全指導の推進といったことで、組合の組織基盤のすそ野を広げるということでございます。

それから、合併手続を簡素化するというものでございます。簡素化することによりまして、組合の合併に関する事務コストを低減することによりまして、合併を推進するというものをねらったものでございます。

それから、の適切な事業運営を確保するというものでございます。これは事業別損益を明らかにした書類の作成を行ってもらって、総会に提出していただくということでございます。

それから、子会社に対する行政庁の検査権限を付与するというものでございまして、それによりまして、組合員に対する情報の開示の推進、組合運営の透明性の確保をねらうというものでございます。

以上がこの改正と趣旨と改正の内容でございます。

1枚目に戻っていただきまして、一番下のその他でございます。この法律の施行期日は公布の日から1カ月を経過した日といたします。ただし、事業別損益を明らかにした書類の規定につきましては、施行後において開始する組合の事業年度から適用すると、こういうことでござ

います。なるべく早く施行するというので、この国会で成立すれば、この夏ごろに施行が実現するということになります。

この改正につきましては、全国森林組合連合会、森林組合系統で森林組合改革プランという事業改革、組織改革を自主的に組合の方で進めております。これが15年度から17年度まで重点的に実施するというのでございまして、これを法律面から、制度面からバックアップするという意味も持っております、そういう面からこの森林組合の改革を進めていくということもねらいにしております。

以上でございます。

木平会長 ありがとうございます。

森林組合の活動を促進すると、こういった趣旨の法律改正案について、これについて委員の皆様のご意見をいただきます。

岡田委員 お願いごとでございます。私は、ほぼ日々所有者のところを歩いたり、山を這いずり回っております。森林組合に対する期待というのは依然大きいですが、所有者から見て。ところが、ここにあるように意欲が減退しているというこういう表現になってはいますが、実は実態は必ずしもこの表現は当たっていないかと、先ほど来ずっとこの表現で来ているんですけども、思っております。

それは、組合が合併をずっと重ねてまいります。そうすると、職員の方はAという町の職員ではなくて、Bという職員の人が大きな合併組合の職員であること、その人が組合員との関係をつくらなければいけない役割のところ、そういう部署に配置されるということが大変多くなっています、事実として。そうすると、そのところに、所有者のところに出向くということがほとんどないんです、事実。かつてが、意欲があったというような表現はしますが、そうではなくて、やっぱり集落の人と顔見知りのところで、「おまえのところどうだ、そろそろ伐期だぞ。やらないと息子たちにいいものを残せないぞ」、そういう言いながら、やはり意欲というよりはやろうかなということが実態としては出ていたと思います。しかし、それがありません。

そうすると、私は大変素晴らしい制度をたくさんつくっていただいていると思っておりますが、それを機能させるような側面のところで、残念ながら違う制度に置きかえているということも事実としては幾つか出ているし、あるということなんです。このあたりは、やはり克明な調査とか、やっぱり事実をきちっと踏まえてなぜ機能しないのか、ここをやっぱりつかんだ上で、制度をたくさんつくるのも結構なんですけれども、やはり本当に機能させること、人の問題だ

と最終的には私は思っていますが、まさに所有者の組織ですから、そのあたりに対する目配りをぜひお願いをしたい、こう思います。

木平会長 ありがとうございます。

どうぞ。

金丸経営課長 この法律改正、員外利用あるいは事業の機能の強化ということでございますけれども、やはりこれは器でございますので、やはり実施する方々の資質、それからそういう取組というのを十分に目配りしながら、私も施策を進めてまいりたいと思っております。

木平会長 はい、どうぞ。

では、早坂委員の方から。

早坂委員 森林組合での森林環境教育に関する事業の追加ということがありますけれども、これはなぜ出てきたのかなと思うんですよね。森林組合さんはその辺のノウハウというのは自分では持っていないで、ほかの方を全部使う形ですよ。例えば、うちも森林との共生を考える会イン宮城の中で、すべての人が全部そろっています。それで、ボランティアでその部分をやっているものですから、改めてこれはなぜ森林組合が出てきたのか教えていただきたいんですけれども。

木平会長 では、今のご質問、お願いします。

金丸経営課長 森林組合の中でもそのようないろいろな方々を集めてやっておられるというようなところもあると思いますが、森林組合自体で都市近郊でそういうことに取り組んでいる。みずからの職員をインストラクターとして使っている。そして、民有林を使って事業を進めていきたいというような要望がございます。

そういう要望にこたえまして、こういうものを事業化できるように法律事項として挙げさせていただきました。

木平会長 ご意見があればどうぞ。

早坂委員 たまたま私は宮城県に住んでいまして、宮城県の森林組合の事情というのがよくわかりまして、意欲のあるところと、独自にそういう活動をしているところもありますけれども、大もとのところというのは、意外と意欲が余りなくて、今の自分の立場を誇示しているだけという方が圧倒的に多いようにお見受けしています。

その中で、今かなり大変な中で、また新たにこういうのが入ってくるというのは、逆に言うといいんでしょうけれども、今の事態も余りこなしてないのに、結果的には自分たちが活動するんじゃなくて、人頼みが多いのかなと。ただ、全国的に見ますと、かなり意欲のあるところ

もあるものですから、一概に言えないので、こういう取組も皆さんに山を知っていただくというここと入れたんだろうかなと思いました。

以上です。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、加倉井委員の方から。

加倉井委員 多分皆さんと同じことを言うと思います。

まず、この改正案については賛成です。趣旨はまことにそのとおりだと思っております。

ただ、私も長い間林業というものに関係してみてもしみじみわかったんですが、形と実態とがこれくらい違うものはないというのが森林組合。これは現場へ行ってみればすぐわかりますね。先ほど森林組合の人と林業課が話したこともない。話したことがないどころか、何十年も話したことがない人ばかりだと思えますね。ですから、ぜひこれを血の通ったものにするための施策を、この内容は十分そのとおりなんですから、どうしたらこれが本当に生きたものになるのかということ、そういう施策を打っていただきたいと思うんですね。それが欠けているというのは、実は黙っている方も含めて、この全部の委員が同じようなことを考えていると思えますね。ぜひ生き生きとしたものにしていただきたいと、そう思います。

木平会長 ありがとうございました。これに関して、さらなる追加意見。

はい、どうぞ。

海瀬委員 重複してしまうんですけども、森林組合の格差というのが非常に激しい。全く機能しないただ名前だけある森林組合、それから非常に意欲的にやられているところ、それから一番困りますのは、名前だけが残っていると。1日に3時間ぐらいのパートタイマーが電話番に来られると。これがあるのが一番邪魔になると言っちゃいかんですけども、私どもとしては非常に困った状態です。

したがって、法律の中にもたしか入っていると思うんですけども、行政のご指導の中である一定要件以下の組合というのは、組合法人として認められないぞというぐらいの整備をしていただかないと非常に困ると。

ですから、きょうもあつたんですけども、ある北の方の都道府県ですけれども、その山の整備をしてもらいたくて、間伐をしてもらいたいがためにこっちは出向くわけにいかないと。森林組合を通さなきゃうるさいと。電話をするんですけども、なかなか出なくて、やっと出してもらいましたら全くわからない人がありまして、県庁の方に直接話をしてくれないかと。非常に手間がかかって困ってしまうんですね。ない方がましというのもありますし、逆に非常に

意欲的なところは意欲的なところであると。そこをきちんと区分できるような指導をいただければいいんじゃないかなと、そう願っております。

合併がやりやすくなりましたけれども、自主的な合併をやらせていくという形じゃなかなか進まないんじゃないかなという思いを強くしております。

よろしく申し上げます。

木平会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

ご指摘のとおり非常に活発な組合がある一方、そうでないところが多いというご指摘、そのとおりじゃないかと思えます。したがって、この法律を機会というか、こういうことだけじゃなくてその実態としての活力化の指導が必要ではあると思えます。

飯塚委員、先ほどから黙っておられますけれども、いかがですか。

飯塚委員 被告人の立場から申し上げますと、おっしゃる方が、本当にそのとおりだと思うんですが、少し極端から極端に見ているな、考えているなと思いました。現在、950を割るぐらいまで合併も進んできておりますので、役場内の森林組合とか、あるいは事務員さんがひょっとするような森林組合もほとんど合併したと思っておりますが、まだ確かに残っておるのは事実でございます。

また、1回もおれの家に来たことないよというふうな話、AGさんとかそういう方だと思うんですが、なかなかそういう場面も確かに減少しておりますけれども、平均的な組合で申し上げますと、総会もやったり、それから代議員の方も出ていらっしゃるし、あるいはまた地域座談会とか広報紙なんかで結構ふれあいを求めてやっている組合が多うございます。もちろん例外もあると思えますから全部とは言いませんけれども、非常にふれあいなんかを意欲的に求めてやっているつもりなんですけれども、確かにお話のような組合もあると思えます。ひとつ長い目で見ていただき、合併が進むことによってご指摘のような点は減ってくると思えますし、あるいはまたNGOの皆さんとか、准組合になっていただける皆さんなんかが入ってきますと、透明性の問題とかいろいろな声が入ってくるし、また出ていく、そういうこともできるようになると思えますので、しばらくの間時間をいただきたい。

恐らく目標としております、600森林組合を目標としておりますけれども、ちょっとそこまではどうかと思えますけれども、現時点では950を割っておりますので、もうしばらくで、町村合併が進めればそれにあわせてその時期には相当足腰のある森林組合になるんじゃないかなと、そのように思っておりますので、もうちょっと温かい目で見ていただきたいと思えます。

木平会長 ありがとうございました。森林組合についてよろしいでしょうか。

今、市町村合併の方がちょうど最後になっております。それが一段落したチャンスを踏まえて、森林組合の活性化ということをもたお願いしたいと思っております。

それでは、議題を次に進めたいと思います。

の京都議定書目標達成計画について、事務局より状況報告をお願いいたします。

平野研究普及課長 研究普及課長でございます。

温暖化関連の取組状況についてご報告いたしたいと思っております。

資料5でございます。京都議定書の発効、それから目標達成計画のスケジュールということで、ご案内のように先月の16日にロシアの参画によりまして議定書が発効したわけでございます。同日、既に改正温暖化対策推進法というものが施行されておりました、この法律によって新たな推進本部の設置、これは総理がトップでございますけれども、あるいは今後3年間の目標達成計画の策定ということが定められたわけでございます。

現在、3年前につくられた大綱というものの評価と見直しをやっております。大綱という名前が新たに目標達成計画になるということで、第2ステップの3年間について、政府あるいは国民を含めた我が国の取組について項目ごとに書かれているという、そういう計画でございます。

この計画づくりにも向けて、これまで幾つかの節目がございました。

1つは、今月16日、官邸で合同審議会、これは8つの各省庁の審議会がございますけれども、この8つの審議会から各代表が集まりまして、それぞれの審議会での論議の内容についてご紹介いただいたということでございます。この林政審からは、木平会長と太田委員の方から大変力の入ったご発言、ご紹介をいただいたところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、現在、各省との内容についての調整をまさしくやっている最中でございます、来週以降になろうかと思っておりますけれども、3月末、地球温暖化対策推進本部を開催いたしまして、実質的な計画案、政府案ですけれども、取りまとめをやっていこうという、そういうスケジュールでございます。

この推進本部は、総理が本部長、そして副本部長が内閣官房と環境、経産という構成でございます、農水大臣は本部員ということでなっております。

その後、パブリックコメントというものを恐らく4月に入ってから1カ月程度行いまして、各界、一般も含めたご意見をちょうだいして、その後、連休の前後になろうかと思っておりますけれども、地球温暖化対策推進本部を改めて開催いたしまして、計画案の決定、そして連休前後に

閣議決定という、こういうスケジュールになってございます。

林野庁といたしましては、吸収源の部分につきましては、非常にかかわりが深い部分でございまして、3.9%の確保に向けてしっかりと取り組んでまいりたいという、こういう記述を載せると同時に、実際そういった方針で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、この新たな目標達成計画について、ご意見をお願いいたします。

先ほど鈴木委員の方からもございましたが、改めてよろしいですか。

鈴木委員 先ほど申し上げさせていただきましたので、それで。

木平会長 はい。

早坂委員 すみません、じゃあ。

木平会長 はい、どうぞ。

早坂委員 私、どこの項目でお話ししようかと思っていたんですけども、すべて今までの話の中で、林業だとかそういうことは、山の手入れとかはかなり話が出ていますけれども、やっぱりその根っこの中には、木を使うという部分をやはり一番考えていただく。それにはやっぱり国民の方たちにきちっと国産材とか、木の問題をきちっと理解していただいて、木をたくさん使っていただかないと、木は切れないと。切って使っていただかないとということで、この京都議定書についても、切りましょうと言ってもやっぱり使ってくれるところがないとなかなか切れないと思います。ですから、その部分でもっともっと使っていただく努力を林野庁もしくは皆さんでしていただきたいなと思いますので、これの意見としていいかどうかわかりませんが。

木平会長 ほかの意見いかがでしょうか。もちろん施策として非常に重要なことですね。国産材自体を使うということ。

海瀬委員 何か静かになってしまったので、つまらない質問をさせていただきます。

木平会長 はい、どうぞ。

海瀬委員 木材利用ということの中で、愛・地球博の中でかなりの木材をお使いになったということ非常にすばらしいことだと思いますし、私もせんだって拝見してまいりました。各所に木が使われてあって、非常に一緒に行った仲間の人に何か安らぐなと、歩いていて疲れないというふうな評価を得まして、非常に喜ばしく思いました。

ただ、あれは樹種別にどの程度使われているのか、もしおわかりでしたら、後ほどで結構で

ございますので、お教えいただければありがたいです。竹だとかヒノキ、スギ、ユーカリ、それから合成木等々あったと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

つまらない発言をしました。

木平会長 いえ、ありがとうございます。

今、何か。なければまた別の機会に。

岡田企画課長 後ほど県の方で調べていただいているものがございますので、またご紹介させていただきますと思います。

早坂委員 もう1つ追加でいいですか。ちょっと実例があったので。

今、スギの合板がかなりな量出ているかと思うんですけれども、実は、先週、私、スギの合板を使いたくて建材屋さん、ある程度宮城の中でも大きい商社のところにお電話して、例えば普通の合板よりも二、三百円高くてもいいから入れてほしいと電話しました。そうしましたら、その後すぐ電話が来て、宮城県はたくさんつくっているはずなのに、私の言っている合板が入らないと。それで、高い、すごくきれいに加工してあるスギの合板なら入りますと。ただ、それは1枚1,900円ですと、そういう連絡があったんですよ。ですから、何で宮城県はたくさんスギの合板が今つくられているのに、その合板はどこに行ったんだと、とても疑問に思いました。

それから、たまたまおととい、お客さんが事務所に来て、前にマンションのベランダにスギの板で濡れ縁をつくって差し上げた、簀の子みたいに全面に敷いた方が、また訪ねてきたいと。事務所は昨年度きれいにスギとかアオモリヒバでつくったものですから、それを見まして、確認しましたということで、自分の小さなお家を建ててくださいと。確認をして頼みにこられたと、そういううれしいのと、ちょっと困った事実がつい1週間の間にあったものですから、ご報告をいたします。

木平会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

有馬委員 これは誤解を招くといけないんですけれども、この今の地球温暖化について木材を使うということで、国産材を使うということのようでもありますけれども、私が一番危惧いたしますのは、現在、国産材のいわゆる住宅用に使われている、建築用に使われているのは多分30%ぐらいが国産材だと思うんですね。ところが、ほかには外国産材が使われているわけですね。それを、何だか国産材というのは、WTOとどういうぐあいになっているのか私はよくわかりませんが、いつの間にか少し変わってきたなという感じはしているんですけれども、私

はやはり国産材を使うことと、木材を使うということと、他の材料を使うということと、やっぱりちゃんとこれを分けた議論をしておかないと、何かやっぱりおかしいことになるんじゃないかなという若干危惧をいたしております。

そういう点で、国産材を使うということは吸収源にももちろん対処するし、それから放出源にも寄与すると。ただし、外国産材だったならば、少なくとも他の材料に変わるならば、これは放出源には関与するわけですね。だけど、今後のこれからの扱いによっては、これがどういうぐあいになるかということが、第2約束期間もありますので、このあたりはやっぱり明確にこれから考えておかななくちゃいけない、これは政策としても考えておかななくちゃいけないと思いますので、この3つをちゃんと分けたような議論をしておかないと、急に国粹主義になったようになりまして、何かちょっと、10年前はどうだったんだという、非常に林野庁が遠慮されがちに言われていた国産材というものが、急に地球温暖化でぽんと出てくるのは結構なんですけれども、何か手の平を返したみたいで、何かちょっと違和感を感じるなという感じがしないわけでもございませんので、ひとつその当たりを明快に分けたような議論、分けるということがいいかどうかわかりませんが、うまい表現を少し考えていただきたいという気がいたします。

木平会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

鈴木委員 私も大した話をしません。ちょっと教えていただきたいと思いますが、こうやって地球温暖化も非常に大切だと、森林吸収源、非常に重要だからきっちりやらなければいけない、この決意を伺って、これはそのとおりだと思っています。

一方で、予算の配分を見ますと、これだけ重要だ、重要だと。しかも林野庁としては今の予算では3.9%いかないんですと、3.2%しかいかないとか2.9%だとかいろいろな数字をいただいていますけれども、だけど予算はふえなくて、どっちかという減っていくと。これは何か矛盾していないのかというのが1点です。

それからもう一つ、今、国産材をたくさん使わなきゃいけない。しかし、この3.9%計算するとき、計算上の話ですよ、たくさん木を切ると、その分炭酸ガスの吸収が減るという計算をしているわけですよ。そこをどういうふうに整合性をとっておやりになろうとしているのか、この2点をちょっとお伺いしたいと思います。

木平会長 第1点は、予算が話ほどじゃないと。2点は、第1約束期間のルールについての疑念があると、こういうことです。

梶谷森林整備部長 まず予算の問題ですけれども、我々も毎年毎年努力はしておりますが、

全体にシーリングがかかるが下がる中で対応をせざるを得ないという状況があります。

ただ、その中で実際ほかの予算に比べれば、若干なりとも配慮がされてきている、この二、三年、こういう状況はあります。ですから、少しずつではありますけれども、そういうのは広がってきている。ただ、3.9というものを考えますと、さらなる財源といえますか、そういうものが不可欠だという認識にあるところであります。

それから、木材を切れば切るほどということ、確かにルール上は、木材を切ればそれがマイナスカウントされる、そういう仕組みで成り立っております。ただ、一方で人手をかけて整備しなければカウントされないと。その兼ね合わせの中でどういうふうやっていくかということになると思います。ただ、少なくとも間伐するべきところはしていかなければカウントされないということでありますので、当然、間伐すると残余も出ますので、それははマイナスされると。ただ、トータルとしては吸収量としてカウントされる量が多くなるということでありますので、そこを踏まえてやりたいと思います。

ただ、第2約束期間に向けては木材をどうするかという議論がありますので、そこは国産材をとって不利がないといえますか、日本の国にとって不利がないような形で対応していきたいというふうに思っています。

木平会長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

最後に私の方からなんですけれども、この議定書の達成計画について、まず第1約束期間については、この与えられた目標を着実に実行するという強い決意と、それからそれを裏付ける実行をお願いしたいと、こう思います。

第2点は、第2約束期間以降のルールの問題について、先ほども整備部長の方からお話がありました。日本の状況というものの、主張というものをできるだけ出し、それからそれが多くの方が納得できるような形にしていきたい。特に、日本は長い間林業家あるいは森林行政がかかわってこういう森林を保全している、これは世界でも大変珍しい国だと、こう思いますね。そういった努力がこれからも続けられるような、エンカレッジできるような約束を国際的に認めていただきたいと、こう思います。

それから、第3点なんですけれども、今、多くの方が森林はCO₂の吸収側だということで、そういうところまではご理解されておりますけれども、いざ自分の毎日の生活で、森林をふやすとか、あるいは森林の内容を上げるということには手が出しようがないわけですね。非常に遠いところであり、全く別世界のものだと、口だけでは参加できると、こういう状況だと思わんですね。ほかのガソリンの節約とか、暖房とか、そういうことは自分で日々やろうと思えば

できるわけですが、森林の整備ということは余りにも一般の国民から離れ過ぎている。

したがって、どういう形でやればそういった国民の行為というか、意思、環境への志向を実現できる、そういう手段を提供していくということが必要なんじゃないかなと、こういうように私は思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

それでは、以上を持ちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様には活発なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

午後 3時45分 閉会